

## (参考) 現行の連絡調整担当者制度の状況等について

## 1 現行の連絡調整制度の実績（届出及び開示請求件数）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
連絡調整担当者 届出件数	99	119	102	101	110	118	649
開示請求件数	2	13	13	35	39	64	166

## 2 制度を活用した地域の事例

- 事例 1 建築現場の標識の連絡先では担当者が捉まらず、制度を利用することで担当者の連絡先が分かり、事業者と協議を行うことができた。
- 事例 2 制度を利用して、早くから事業者と協議を行えたため、物件賃貸の重要事項説明において、自治会への入会を盛り込んでもらえた。

## 3 現行の連絡調整制度に対する意見

- 制度を利用した地域の代表者に対するヒアリング調査における意見
  - ・ マンションだけでなく、開発行為により戸建住宅が多数新築される場合も対象としてほしい。
  - ・ 工事に入る前に事業者と協議する方がよい。
  - ・ 自治会・町内会から連絡するよりも、事業者から連絡してほしい。
  - ・ 小規模の案件にまですべて協議を行うのは負担が大きい。
- 「京都市地域コミュニティ活性化推進審議会」での意見
  - ・ 宅地開発への制度拡大は必要である。
  - ・ 最初に地域と事業者がしっかり協議していくことが肝心である。
  - ・ 町内会の負担もあるので、全てに協議を求める必要はないのではないか。
  - ・ 手続面も含めて、より利用しやすい仕組みに見直すべき。